（仮想通貨の評価の方法の変更手続）

第百十九条の四　居住者は、仮想通貨につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。）を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2　第百一条第二項から第五項まで（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「事業所得の金額」とあるのは、「事業所得の金額又は雑所得の金額」と読み替えるものとする。

（仮想通貨の法定評価方法）

第百十九条の五　法第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する政令で定める方法は、第百十九条の二第一項第一号（仮想通貨の評価の方法）に掲げる総平均法により算出した取得価額による評価の方法とする。

2　税務署長は、居住者が仮想通貨につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。以下この項において同じ。）により評価しなかつた場合において、その居住者が行つた評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の第百十九条の二第一項に規定する評価の方法に該当し、かつ、その行つた評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行つた評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第二目　仮想通貨の取得価額

（仮想通貨の取得価額）

第百十九条の六　第百十九条の二第一項（仮想通貨の評価の方法）の規定による仮想通貨の評価額の計算の基礎となる仮想通貨の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる仮想通貨の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　購入した仮想通貨　その購入の代価（購入手数料その他その仮想通貨の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二　前号に掲げる仮想通貨以外の仮想通貨　その取得の時におけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額

2　次の各号に掲げる仮想通貨の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

一　贈与、相続又は遺贈により取得した仮想通貨（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。）　被相続人の死亡の時において、当該被相続人がその仮想通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

二　法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した仮想通貨　当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

（信用取引による仮想通貨の取得価額）

第百十九条の七　居住者が仮想通貨信用取引（資金決済に関する法律第二条第七項（定義）に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいう。以下この条において同じ。）の方法による仮想通貨の売買を行い、かつ、当該仮想通貨信用取引による仮想通貨の売付けと買付けとにより当該仮想通貨信用取引の決済を行つた場合には、当該売付けに係る仮想通貨の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、第百十九条の二から前条までの規定にかかわらず、当該仮想通貨信用取引において当該買付けに係る仮想通貨を取得するために要した金額とする。

第百六十七条の七第一項中「の間に」を削り、「の同条第一項に規定する発行済株式又は出資の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改める。

第二編第一章第六節第四款の款名中「必要経費算入等」を「必要経費算入」に改める。

第百八十二条の二の見出しを削る。

第百八十二条の三を削る。

第二百十八条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改める。

第二百二十条の二中「受ける法」を「受ける集団投資信託（法」に改め、「集団投資信託」の下に「をいう。以下この条において同じ。」を加え、同条第一号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき法第百八十一条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「法第百七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第二号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき法第百八十一条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第二百二十二条の二第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居住者が有する株式又は出資を発行した外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令に基づき、当該外国法人に係る租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正又は決定に相当する処分（当該居住者との間の取引に係るものを除く。）があつた場合において、当該処分が行われたことにより増額された当該外国法人の所得の金額に相当する金額に対し、これを法第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配の額に相当する金銭の支払とみなして課される外国所得税の額

第二百五十八条第一項第一号中「居住者の課税所得」を「課税所得」に、「応ずる」を「応じ」に改め、同項第六号中「応ずる」を「応じ」に改め、同条第二項中「公的年金等の定義」を「雑所得」に改め、同条第四項第一号ロ中「法第九十五条第一項に規定する国外源泉所得」を「国外源泉所得（法第九十五条第一項に規定する国外源泉所得をいう。ロにおいて同じ。）」に、「に相当する金額及び」を「（非永住者については、当該国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限る。）に相当する金額及び」に改め、同項第二号中「道府県民税からの外国所得税額」及び「市町村民税からの外国所得税額」を「外国の所得税等の額」に改める。

第二百六十二条第三項ただし書中「第二百三条の五第三項」を「第二百三条の六第三項」に改め、同項第一号中「応じ」を「応じ」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二百六十三条第一項中「確定申告書の記載事項」を「確定所得申告」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第百二十四条第一項又は第二項の規定による申告書については、法第百二十条第一項後段の規定を準用する。

第二百六十三条第二項ただし書中「附記して」を「付記して」に改める。

第二百七十三条の二中「第百五十一条の六第一項第五号」を「第百五十一条の六第一項第四号」に改める。

第二百八十一条第七項中「の各号」を削り、同項第一号中「法人税法第二条第十二号の九（定義）を「法第二十四条第一項（配当所得）に、「同条第十二号の三」を「第六十一条第六項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に改め、同号イ中「第二条第十二号の九イ」の下に「（定義）」を加え、「の株式（出資を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「株式のいずれか一方の株式」を「うちいずれか一の法人の株式（出資を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「の株式又は」を「又は」に、「法人税法第二条第十二号の二」を「第六十一条第六項第六号」に改める。